

生食発 0719 第 2 号  
平成 29 年 7 月 19 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

### 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成 29 年厚生労働省告示第 252 号)が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。)の一部を改正することとしました。

改正の概要につきましては、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

### 記

#### 第 1 改正の概要

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づき、農薬イソフェタミド、動物用医薬品酢酸メレンゲステロール、農薬ファモキサドン、農薬フェナザキン及び農薬メタミホップについて、食品中の残留基準値を設定したこと(別紙 1 参照)。

ただし、動物用医薬品酢酸メレンゲステロールについては、一部の食品において「不検出」としたことから、酢酸メレンゲステロール試験法を定め、その分析対象を酢酸メレンゲステロールとしたこと。

#### 第 2 適用期日

公布の日から適用されるものであること。ただし、酢酸メレンゲステロール試験法については、公布の日から 6 月以内に限り、なお従前の例によることができ、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、公布の日から 6 月以内に限り、なお従前の例によること。

農薬等	食品
酢酸メレンゲステロール	牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
ファモキサドン	すいか及びメロン類果実

### 第3 運用上の注意

#### 1 残留基準値関係

- (1) 今回残留基準値を設定する酢酸メレンゲステロールにあつては、「不検出」として定める食品において、本剤を含有するものであつてはならないこと。

#### 2 試験法関係

- (1) 今回の告示改正に伴い、「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第 11 条第 3 項の施行に伴う関係法令の整備について」（平成 17 年 11 月 29 日付け食安発第 1129001 号部長通知）の別添 3 を別紙 2 のように改めること。
- (2) 検体から試験に用いる試料を採取するに当たっては、別に規定する場合を除き、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成 17 年 1 月 24 日付け食安発 0124001 号部長通知。）の第 1 章総則の 4. 試料採取に従うこと。

#### 3 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬イソフェタミド及び農薬フェナザキンに係る新規農薬登録並びに農薬ファモキサドン及び農薬メタミホップに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

## 別紙1

## イソフェタミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 0.05	
小豆類	○ 0.05	
えんどう	○ 0.05	
そら豆	○ 0.05	
その他の豆類	○ 0.05	
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 20	
たまねぎ	○ 0.05	
きゅうり (ガーキンを含む。)	○ 1	
未成熟えんどう	○ 20	
いちご	○ 4	
ブルーベリー	○ 4	
クランベリー	○ 4	
その他のベリー類果実	○ 4	
ぶどう	○ 10	

## 酢酸メレンゲステロール(合成ホルモン剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	● 0.001	0.03
豚の筋肉	● 不検出	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 不検出	
牛の脂肪	● 0.02	0.03
豚の脂肪	● 不検出	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 不検出	
牛の肝臓	● 0.01	0.03
豚の肝臓	● 不検出	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 不検出	
牛の腎臓	● 0.002	0.03
豚の腎臓	● 不検出	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 不検出	
牛の食用部分	● 0.01	0.03
豚の食用部分	● 不検出	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 不検出	
乳	● 不検出	
鶏の筋肉	● 不検出	
その他の家きんの筋肉	● 不検出	
鶏の脂肪	● 不検出	
その他の家きんの脂肪	● 不検出	
鶏の肝臓	● 不検出	
その他の家きんの肝臓	● 不検出	

酢酸メレンゲステロール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の腎臓	● 不検出	
その他の家きんの腎臓	● 不検出	
鶏の食用部分	● 不検出	
その他の家きんの食用部分	● 不検出	
鶏の卵	● 不検出	
その他の家きんの卵	● 不検出	

ファモキサドン(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.1	0.1
大麦	0.2	0.2
大豆	0.2	0.2
ばれいしょ	0.05	0.05
はくさい	0.7	0.7
カリフラワー	0.1	0.1
ブロッコリー	○ 3	0.1
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	25	25
たまねぎ	0.5	0.5
ねぎ(リーキを含む。)	2	2
にんにく	0.5	0.5
その他のゆり科野菜	0.5	0.5
トマト	2	2
ピーマン	4	4
なす	4	4
その他のなす科野菜	4	4
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2
すいか	● 0.05	0.1
メロン類果実	● 0.05	0.1
ラズベリー	10	10
ブラックベリー	10	10
その他のベリー類果実	10	10
ぶどう	2	2
その他の果実	4	4
ホップ	80	80
その他のハーブ	2	2
牛の筋肉	0.5	0.5
豚の筋肉	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.5
牛の脂肪	0.5	0.5

ファモキサドン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の脂肪	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	0.5
牛の肝臓	0.5	0.5
豚の肝臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5
牛の腎臓	0.5	0.5
豚の腎臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	0.5
牛の食用部分	0.5	0.5
豚の食用部分	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	0.5
乳	0.03	0.03
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
魚介類	0.2	0.2
小麦ふすま	0.2	0.2
干しぶどう	5	5

フェナザキン(殺虫剤・殺ダニ剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
おうとう (チェリーを含む。)	○ 2	
アーモンド	○ 0.02	
茶	○ 10	

メタミホップ(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	○ 0.02	

脚注

※○：平成29年7月19日適用（規制緩和の品目）

●：平成30年1月19日適用（規制強化の品目）

- ・ 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- ・ 今回残留基準値を設定する酢酸メレンゲステロールにあっては、「不検出」として定める食品において、本剤を含有するものであってはならないこと。

## 参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。



改正後			現行		
食品、添加物等の規格基準に規定する各試験法の検出限界等について			食品、添加物等の規格基準に規定する各試験法の検出限界等について		
(略)			(略)		
一般規則 5, 6 及び 7 に規定する各試験法の検出限界			一般規則 5, 6 及び 7 に規定する各試験法の検出限界		
農薬等名	検出限界 (ppm)	備考	農薬等名	検出限界 (ppm)	備考
2, 4, 5-T	0.05	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm	2, 4, 5-T	0.05	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
アルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm	アルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm
エンドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm	エンドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm
ディルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm	ディルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm
オラキンドックス※1	0.001		オラキンドックス※1	0.001	
カルバドックス※2	0.001		カルバドックス※2	0.001	
カプタホール	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm	カプタホール	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
クマホス	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm	クマホス	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
クレンブテロール	0.00005		クレンブテロール	0.00005	
クロラムフェニコール※3	0.0005	ローヤルゼリーにあっては0.005ppm	クロラムフェニコール※3	0.0005	ローヤルゼリーにあっては0.005ppm
クロルスロン	0.001		クロルスロン	0.001	
クロルプロマジン	0.0001		クロルプロマジン	0.0001	
<u>酢酸メレンゲステロール</u>	<u>0.0005</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
ジエチルスチルベストロール	0.0005		ジエチルスチルベストロール	0.0005	
イプロニダゾール※4	0.0001		イプロニダゾール※4	0.0001	
ジメトリダゾール※5	0.0002		ジメトリダゾール※5	0.0002	
メトロニダゾール※6	0.0001		メトロニダゾール※6	0.0001	
ロニダゾール※7	0.0002		ロニダゾール※7	0.0002	

ダミノジッド	0.1	ミネラルウォーターにあっては0.002ppm
デキサメタゾン	0.00005	
パラチオン	0.01	
α-トレンボロン	0.002	
β-トレンボロン	0.002	
二臭化エチレン	0.001	
ニトロフラゾン	0.001	
ニトロフラントイン※8	0.001	
フラゾリドン※9	0.001	
フラルタドン※10	0.001	
ブロチゾラム	0.0005	
プロファム	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
マラカイトグリーン※11	0.002	

- ※1 オラキンドックスは、オラキンドックスの代謝物である3-メチルキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- ※2 カルバドックスは、カルバドックスの代謝物であるキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- ※3 クロラムフェニコールは、クロラムフェニコール及びその代謝物であるグルクロン酸抱合体を分析対象とする。
- ※4 イプロニダゾールは、イプロニダゾール及びその代謝物である1-メチル-2-(2'-ヒドロキシイソプロピル)-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。
- ※5 ジメトリダゾールは、ジメトリダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。
- ※6 メトロニダゾールは、メトロニダゾール及びその代謝物である1-(2-ヒドロキシエチル)-2-ヒドロキシメチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。
- ※7 ロニダゾールは、ロニダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。
- ※8 ニトロフラントインは、ニトロフラントインの代謝物である1-アミノヒダントインを分析対象とする。
- ※9 フラゾリドンは、フラゾリドンの代謝物である3-アミノ-2-オキサゾリドンを分析対象とする。
- ※10 フラルタドンは、フラルタドンの代謝物である3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドンを分析対象とする。

ダミノジッド	0.1	ミネラルウォーターにあっては0.002ppm
デキサメタゾン	0.00005	
パラチオン	0.01	
α-トレンボロン	0.002	
β-トレンボロン	0.002	
二臭化エチレン	0.001	
ニトロフラゾン	0.001	
ニトロフラントイン※8	0.001	
フラゾリドン※9	0.001	
フラルタドン※10	0.001	
ブロチゾラム	0.0005	
プロファム	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
マラカイトグリーン※11	0.002	

- ※1 オラキンドックスは、オラキンドックスの代謝物である3-メチルキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- ※2 カルバドックスは、カルバドックスの代謝物であるキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- ※3 クロラムフェニコールは、クロラムフェニコール及びその代謝物であるグルクロン酸抱合体を分析対象とする。
- ※4 イプロニダゾールは、イプロニダゾール及びその代謝物である1-メチル-2-(2'-ヒドロキシイソプロピル)-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。
- ※5 ジメトリダゾールは、ジメトリダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。
- ※6 メトロニダゾールは、メトロニダゾール及びその代謝物である1-(2-ヒドロキシエチル)-2-ヒドロキシメチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。
- ※7 ロニダゾールは、ロニダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。
- ※8 ニトロフラントインは、ニトロフラントインの代謝物である1-アミノヒダントインを分析対象とする。
- ※9 フラゾリドンは、フラゾリドンの代謝物である3-アミノ-2-オキサゾリドンを分析対象とする。
- ※10 フラルタドンは、フラルタドンの代謝物である3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドンを分析対象とする。

※11 マラカイトグリーンは、マラカイトグリーン及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーンを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.002ppmである。

※11 マラカイトグリーンは、マラカイトグリーン及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーンを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.002ppmである。